

動薬協会発 163 号
平成 30 年 11 月 19 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について
(中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出された
こと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置)

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり、動物衛生課長通知(30 消安第 4082
号)がありましたので、お知らせします。

30 消安第 4082 号
平成 30 年 11 月 16 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしく申し上げます。

30 消安第 4082 号
平成 30 年 11 月 16 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）

本年 8 月の中国におけるアフリカ豚コレラの発生、さらに本年 9 月の岐阜県における豚コレラの発生を踏まえ、「中国におけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底について」（平成 30 年 8 月 3 日付け 30 消安第 2532 号）等により、空海港における水際検疫を強化するとともに、野生動物等からの病原体の侵入防止、飼養する家畜への食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の実施等飼養衛生管理基準の徹底を指導してきたところで

す。一方、これまでに、中国から旅客の携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出される事例がこれまでに 2 例確認されました。また、岐阜県で発生した豚コレラの原因ウイルスについて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が感染試験を実施したところ、当該ウイルスは、豚に発熱や白血球減少を引き起こすものの強毒株と比べて病原性は低いこと、また、当該ウイルスは唾液、鼻汁、糞便から感染後最低 2 週間検出されることがわかりました。

アフリカ豚コレラ及び豚コレラは、ウイルスが付着した肉類を介し、伝播する事例が海外では確認されており、一般的に特異的な臨床症状を示さないことも特徴とされています。加えて、今般の感染試験の結果を考慮すれば、飼養農場段階で、アフリカ豚コレラ及び豚コレラの早期発見・早期通報の必要性がますます増しており、そのために普段から、飼養する豚等の健康状態を確認することが重要であることを示唆されています。

このような状況を踏まえれば、アフリカ豚コレラ及び豚コレラが我が国に侵入し、まん延してしまう恐れが、最大限に高まっていると言わざるを得ません。

これらのことから、改めて、飼養衛生管理基準の遵守徹底について飼養農場に対す

る再度指導を強化していただくとともに、貴都道府県におかれましても特定家畜伝染病防疫指針の適切な履行を御願いたします。下記項目については、現状において、特に遵守徹底が求められているものであり、周知、指導等に遺漏無きよう改めて御協力方よろしく御願いたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底

畜産関係者等に対しては、海外における口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ等（以下「ASF 等」という。）の流行地域に関する情報把握に努め、ASF 等の発生地域への渡航は可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、家畜の飼養農場、と畜場等の畜産関連施設に不要に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触は避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、原則として、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 第 1 号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じること。

また、海外で使用した衣服及び靴は洗浄、消毒その他必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域へ持ち込まないこと。

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底

(1) 家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること及び不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施するよう指導すること。

(2) 動物由来品を含む食品循環資源を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

ア 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製

品等は除く。)が含まれているか確認すること。

イ 上記アを含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。

ウ 加熱処理について計測した記録については保管すること。

エ 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

(3) 衛生管理区域内に野生動物が侵入することがないように、境界に柵等を設置すること。また、家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。また、外部からゴミ(食べ残し、野生動物の死骸など)を持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

3 早期発見・早期通報の徹底

(1) 情報提供

家畜の所有者、獣医師等に対して、アフリカ豚コレラ及び豚コレラの症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、海外での発生情報、旅客携帯品における遺伝子検査の結果等、国が提供する資料を提供すること。

(2) 毎日の健康観察及び飼養管理の記録

家畜の所有者に対し、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

(3) 飼養管理の記録

家畜の所有者に対し、常時から分娩、出荷、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録するよう指導すること。

(4) 早期通報の徹底

家畜の所有者及び獣医師に対し、アフリカ豚コレラ及び豚コレラを疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出るよう指導をすること。

特に豚コレラについては、発生農場で確認された「流死産」、感染試験により確認された「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められた場合には、確実に届出るよう指導するとともに、家畜保健衛生所においては、当該届出があった場合には、速やかに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成30年10月31日農林水産大臣公表)第4の5に規定する検査を行うこと。